

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

はじめに、福井県の基本方針の前文と、本校の教育目標を記載します。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめを絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係わる基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—福井県いじめ防止基本方針より—

◎ 学校教育目標

豊かな心をもち、仲間とともに向上していく意欲あふれる生徒の育成

- 目標をもって主体的に学ぶ生徒…… 真
- 感謝と思いやりの心をもつ生徒…… 美
- たくましい行動力をもつ生徒…… 剛

校訓

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

校訓より

- (1) **真** 本校は、人の生き方における「真実」（お互いの人格を尊重し合う）を追求する深い知性を育てることを重視します。
- (2) **美** 本校は、人間関係の中で生まれる美（相手を思いやり、互いに助け合う）を通して、より豊かな情感を育てることを重視します。
- (3) **剛** 本校は、いじめをしない、いじめを許さないという強くたくましい意志力を培うことを重視します。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。また、「けんかやふざけあい」をいじめから除外せず、被害生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的施策

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

- 表現力を高める授業づくり、集団づくり
授業において一人ひとりが意志決定をする場を設け、「学び合う」「伝え合う」場を設定することで、自分の考えをもち、共に学び合うなかで、生徒どうしがお互いの人格を尊重し合う知性を育てます。
- 道徳教育の推進
道徳の時間のみならず、全ての教育活動の中で実践し、また授業では、学級担任だけでなく他の教員も加わり、同じ内容について考える全校道徳等の工夫を重ねます。そして、社会生活を送っていく上で必要な集団としての規範意識をもち、相手を思いやり互いに助け合う豊かな情感を育てていきます。
- 人権教育の推進
人間尊重の精神に基づき、不合理な差別や偏見をなくすよう、互いに認め合い、高め合う生徒を育成するために、生活の中にある矛盾や不合理に気づき、それらを解決する意志力をもつ個と集団をつくります。また、障害のある生徒がいじめを受けないように障害の理解や個性と人格を認め合う教育を推進します。
- 特別活動の推進
学級や学年で取り組む活動、縦割りであるクラウドでの活動の中でお互いの意見

を交換することを通して、お互いの良さを認め合い、助け合いの心をもって行動できる生徒の育成を目指します。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施など）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

- 授業改善
すべての生徒にとってわかりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる授業づくりに努めます。
- フォーサイト（生活ノート）による生徒理解
生徒が毎日書き担任に提出し、担任はそれに対して返事を書くというフォーサイト（生活ノート）の交流を続けることによって生徒の状況を理解し、生徒と担任の信頼関係を築きます。
- 休み時間の見守り
教員がいない休み時間にいじめは起こりやすいので、教員は早めに教室へ行き、授業後もしばらくは教室付近に居残る等、休み時間のいじめ発生を防ぎます。
- いじめの起きない学校・学級づくり
異学年交流活動（クラウド活動）を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い、励まし合う「絆づくり」を進めます。
- 生徒の主体的活動の充実
学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します
- インターネットや情報機器に関する指導
インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、令和版ふじしまスマートルール(令和2年11月改訂)を通じて、生徒や保護者が危険性や注意点を考える機会を設けます。また、情報モラル教室やひまわり教室等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。
- 特別な配慮を要する生徒に対する適切な支援
発達障害等の障害がある生徒に対して特性を踏まえた適切な支援を行います。また、発達障害に関する校内研修を行い、より適切な支援ができるように努めます。
- 家庭・地域・関係機関との連携
・保護者が気軽に相談できる教育相談体制を整えます。
・「開かれた学校」の観点に立ちいじめへの対処方針等の情報積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

(4) いじめの早期発見

- いじめにつながる言動へのアンテナ
生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察し、わずかな変化に気づいたときには、さらに観察を続けたり、生徒と話をする場を設けたりします。
- 自己チェックの活用（いじめアンケート）
生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。
- 生活の実態調査
定期的に生活の実態調査を行い、いじめ等の早期発見に努めます。
(生徒対象) 年12回…タブレットで実施(うち3回は家庭で実施)
(教職員対象) 随時…生徒のいじめについて教職員の観察による
いじめ状況把握
- 保護者が気軽に相談できる関係づくり
家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密に行い、保護者が気軽に相談できる関係づくりに努めます。
- 教育相談体制の充実
学級担任や生徒の希望する教員との定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞くとともに、エンカウンター等に取り組んで、クラス内での孤立感をもつ生徒やグループの動向などを把握します。そして、適切な助言と学級・学年・全校への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。
- いじめ対策委員会への報告
いじめを発見、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告して

情報を共有します。

- いじめにかかる情報の記録
- いじめにかかる情報を適切に記録します。

(5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まずに速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を結成し、対応を立案します。
- 被害・加害生徒への対応
いじめを受けた、あるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切な指導を行います。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関連機関と連携を取りながら、早期解決に向けた方法を講じます。
- 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。
- SNSに関するトラブルについて
重大ないじめに値する場合は情報の開示を保護者に請求し、早期解決に向けた方法を講じます。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安とする）を経過していることとします。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人及び保護者に面談を行い、確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席すること(30日間を目安とする)を余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方法などを協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなど

- (活動)
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の立案
 - ・年間計画のPDCA
 - ・いじめ、いじめの疑いのある情報の収集、記録、共有システムの構築
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・いじめ対応サポート班への指示
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し

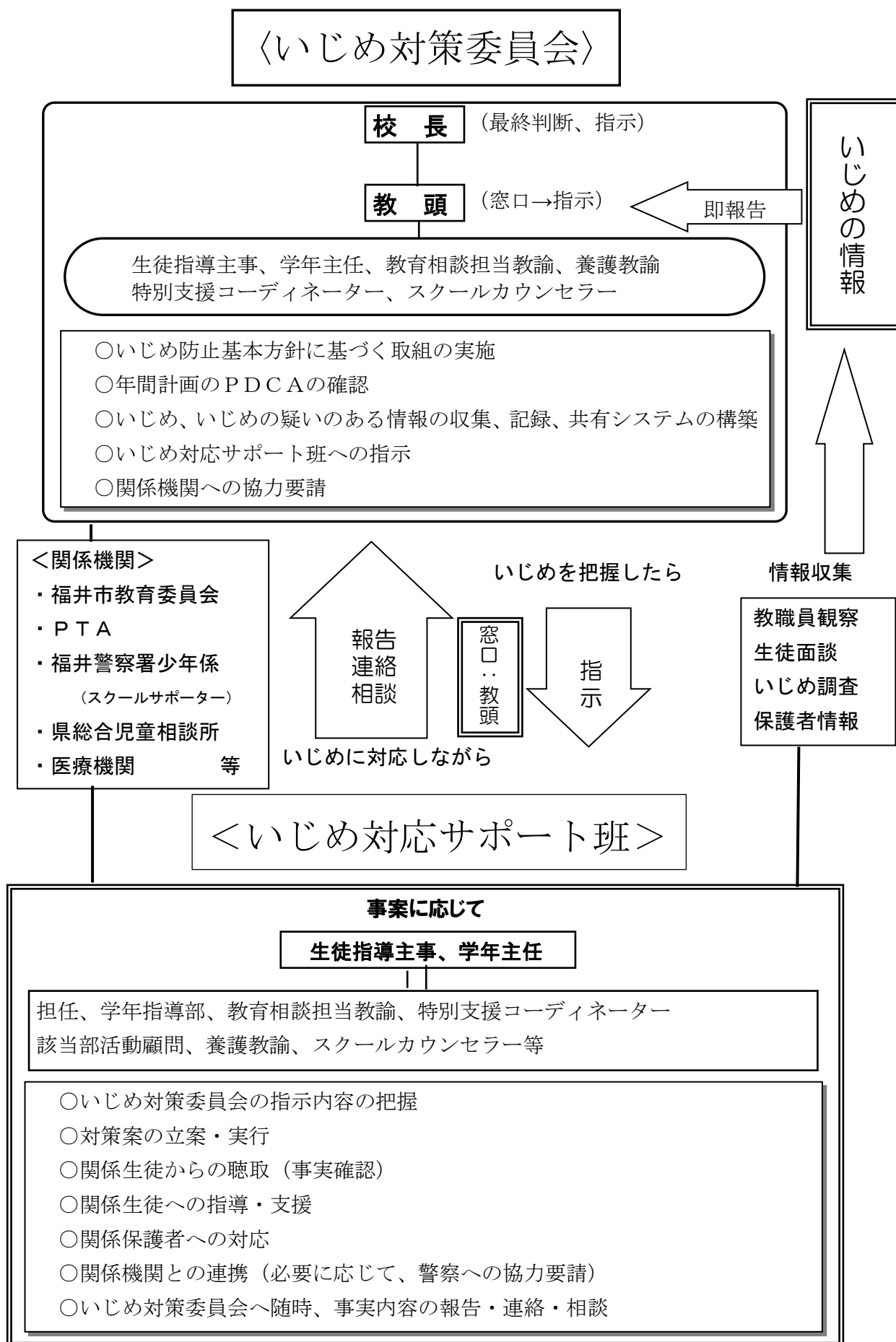
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、学年指導部、養護教諭、教育相談担当教諭、特別支援コーディネーター、該当部活顧問、スクールカウンセラーなど

- (活動)
- ・いじめ対策委員会の指示内容の把握
 - ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係生徒からの聴取等による情報収集
- ・被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ・加害生徒への指導やその保護者への説明
- ・いじめ対策委員会了承のもと、必要に応じて関係機関への相談（児童相談所、地方法務局、医療機関、警察）
- ・いじめ対策委員会へ、随時事実内容の報告・連絡・相談



	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
4 月	いじめ対策委員会 - 基本方針確認 - 年間計画策定 ↓ 職員会議 - 年間計画周知 - 教員の意識点検 ↓ HP へのアップ - 基本方針の公表 いじめ対応サポート班 - 起きたときに即対応	学級活動 - 友達との関係づくり - 共感的理解 生活調査（学校で実施） クラウド集会 - 縦割りの活動を通して、人間関係を築く 「令和版ふじしまスマートール」のお知らせ - 新入生対象 - 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導	「令和版ふじしまスマートール」の確認 - 再度確認 - 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導	「令和版ふじしまスマートール」の確認 - 再度確認 - 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導
5 月	いじめ対策委員会 - 毎月の生活調査等をもとに、定期的に状況把握 校内研修 - 道徳教育 - 人権教育 1 年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認 授業研究	生活調査（学校で実施） 生徒総会 - 自主的な活動 - 絆づくり インターネット通信の利用ガイド - 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 学年体験活動 - 自主的な計画・運営 - 仲間意識の向上 - 集団の規律	校外学習 - 自主的な計画・運営 - 信頼関係の構築 - 協調性の確立	修学旅行 - 自主的な計画・運営 - コミュニケーション活動の工夫
6 月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 観察による実態調査 授業研究・指導主事学校訪問 - 授業改善 - 学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施、全員が公開	生活調査（家庭で実施） 教育相談週間 クラウド集会 - 縦割りの活動を通して、人間関係を築く インターネット通信の利用ガイド - 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導		

〔7～9月〕

福井市藤島中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
7 月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 夏季休業前指導	生活調査（学校で実施）		
	保護者会 - 情報や意見収集 授業研究 取組評価アンケート①分析 - 同じ項目で - 未然防止に生かす	文化祭・体育祭計画① - コミュニケーション力育成 - 自主的な計画 情報モラル教室 - ネットモラル、犯罪等 - SNS 等の適切な使い方 ひまわり教室 - ネットモラル、犯罪等 保育体験学習 - 園児とのふれあい 高校体験入学 - 高校を知る		
8 月	いじめに関する校内研修会 1 学期前半の反省 1 学期後半からの取組 - 教員の意識点検	地域交流活動（各地域行事等参加） - 体験的な活動 - 絆づくり		
		文化祭・体育祭計画② - コミュニケーション力育成 - 自主的な計画 生活調査（学校で実施）		
9 月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	文化祭・体育祭計画③ - コミュニケーション力育成 - 自主的な計画		
	授業研究	文化祭・体育祭 絆を強める 生活調査（学校で実施）		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究	生活調査（学校で実施） 校外学習 ・自主的計画・運営 ・仲間意識の向上 ・集団の規律	職場体験学習 ・自己の生き方 ・働く人とのふれあい	高校説明会 ・高校を知る
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 人権教育・人権週間に関する校内研修会 ・全校公開道徳週間 ・人権集会のもち方 観察による実態調査 授業研究	生活調査（家庭で実施） 教育相談週間 社会貢献活動 ・体験的な活動 ・地域との絆づくり 生徒総会 ・自主的な活動 ・絆づくり		
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 授業研究 保護者会 ・情報や意見収集	生活調査（学校で実施） 人権週間の取組 ・人権作文発表 ・人権集会の開催 ・全校道徳 クラウド集会 ・縦割りの活動を通して、人間関係を築く		

〔1～3月〕

福井市藤島中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
1 月	いじめ対策委員会 ・ 2 学期前半の振り返り ・ 年度末に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 授業研究	生活調査（学校で実施） インターネット通信の利用ガイド ・ 情報モラルや正しいコミュニケーションの指導 キャリア教育 ・ 働く意義 ・ 仲間と協力する ・ 上級学校調べ ・ 地域の担い手づくりプロジェクト		
2 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握 授業研究 観察による実態調査	生活調査（家庭で実施） 教育相談週間 新入生交流会 ・ 新たな絆づくり ・ 小学生との交流 立志のつどい ・ 仲間とともに目標を立てる 進路説明会 ・ 将来を考える 校内奉仕活動 ・ 学校、地域に感謝して		
3 月	いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認	3 年生を送る会 ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚 生活調査（学校で実施） 校内奉仕活動 ・ 学校、地域に感謝しながら、進級する喜び		校内奉仕活動 ・ 学校、地域に感謝して